

美郷梅酒特区など認定

内閣府
発表

内閣府は九日、地域を
限って規制を緩和する構
造改革特区について、地
域特産の原料を使った果
実酒やリキュールの最低
製造数量基準を緩和する
特区として、吉野川市な
どが申請した十五件を認
定した、と発表した。吉

野川市の「美郷梅酒特区」
は県内四件目の認定。認
定を得た地域では、特産

品を活用した梅酒やワイ
ンを少量だけ製造、販売
することが可能になる。